

364. 電気用品安全法の規制の概要

電気用品安全法の規制の概要

①製造業者、輸入業者の規制: 不良な電気用品の製造または輸入を防止するため、電気用品の製造業者または輸入業者に対して、電気用品の製造または輸入業者の事業開始の届出制、特定電気用品の適合性検査、電気用品の技術基準の遵守義務、電気用品への所定事項の表示制度などを課している

①電気用品製造、輸入事業者の届出制: 電気用品の製造および輸入を行おうとする者は、電気用品の区分ごとに事業開始の日から30日以内に所定事項を経済産業大臣に届出する事を定めている ②電気用品の基準適合義務: 届出事業者は電気用品を製造販売する場合は、経済産業省令で定める技術上の基準に適合する事にすると共に、その電気用品について検査を行い、その検査記録を作成、保存する事を定めている ③特定電気用品の適合性検査: 届出事業者は、製造または輸入する電気用品が特定電気用品である場合は、当該電気用品を販売する時までに経済産業大臣の登録を受けた者の検査を受け、これを証明する証明書を受け保存する事が義務付けられている ④電気用品の表示: 届出事業者は前項②や③によって手続きした場合に限って、電気用品に右図に示す記号、届出事業者名、証明書交付検査機関名(特定電気用品のみ)を表示する事ができる。上記規定に適合しない物は、この表示をする事が禁止されている



特定電気用品



特定電気用品
以外の電気用品

②電気用品の使用・販売規制: 前記④に示す表示の有る物でなければ、販売業者は電気用品を販売、または販売を目的として陳列してはならない。電気事業者、自家用電気工作物設置者、電気工事士など、および政令で指定された物品の製造者は、前記表示の無い電気用品を使用してはならない

特定電気用品の概要

特定電気用品は法律上の主旨に基づき、①電線、配線器具のように長時間連続で無監視状態で使用される物、②治療用電気器具のように人体に直接接触して使用する物、等が定められている(詳細は電気用品安全法施行令別表第一を参照)

